

仁木町地球温暖化対策実行計画書

(事務事業編)

計画期間

令和5（2023）年度～令和9（2027）年度

令和5年3月

北海道仁木町

目 次

第1章 実行計画の基本的事項

1 計画改定の背景・趣旨	1
(1) 地球温暖化をめぐる国内外の動向	1
(2) 仁木町の地球温暖化対策の取り組み	1
2 計画の目的	2
3 計画の期間	2
4 計画の範囲	2
(1) 対象とする組織・施設	2
(2) 対象とする温室効果ガス	2

第2章 温室効果ガスの排出状況

1 二酸化炭素(CO ₂)の排出量	3
2 要因別の排出状況	3

第3章 削減目標

1 全体の削減目標	4
---------------------	---

第4章 取り組み内容

1 直接的に温室効果ガス削減に効果のある取り組み事項	5
(1) 車両等の使用に係る取り組み	5
(2) 庁舎、施設の管理、稼働に係る取り組み	5
2 間接的に温室効果ガス削減に効果のある取り組み事項	6

第5章 取り組み体制

1 推進手法	9
2 推進体制	9
(1) 推進本部(庁内会議)	9
(2) 推進担当者	9
(3) 事務局	9
(4) 点検・評価・見直し体制	9
3 進捗状況の公表	9
4 職員の意識啓発	9

【巻末】地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年10月9日号外法律第117号）（抜粋）

第1章 実行計画の基本的事項

1 計画策定の背景・趣旨

(1) 地球温暖化をめぐる国内外の動向

地球温暖化防止に関する対策として、国際的には、平成4(1992)年に気候変動に関する国際連合枠組条約（以下「気候変動枠組条約」という。）が採択され、同年の国連環境開発会議（地球サミット）では、世界中の多くの国が署名を行い、平成6(1994)年には同条約が発効しました。

平成9(1997)年12月には、COP3（気候変動枠組条約第3回締約国会議）が京都市で開催され、「京都議定書」が採択されました。京都議定書では、先進国の温室効果ガス削減目標や目標期間、目標達成に向けた国際的な仕組みを示した京都メカニズムの導入などが規定されました。わが国は、平成20(2008)年から平成24(2012)年の間に、温室効果ガス排出量を平成2(1990)年比6%の削減目標が設定されていました。

このような国際的な動きを受けて、我が国では「地球温暖化対策の推進に関する法律」（以下、「法」という。）が平成10(1998)年10月に公布され、平成11(1999)年4月に施行されました。法では、地球温暖化対策への取り組みとして、国、地方公共団体、事業者及び国民それぞれの責務を明らかにするとともに、その後の改正を経て、国、地方公共団体の実行計画の策定、事業者による算定報告公表制度など、各主体の取り組みを促進するための法的枠組を整備するものとなっています。さらに、平成20(2008)年6月の法改正により、排出抑制等指針の策定や、地方公共団体実行計画の拡充、温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度の対象拡大などが盛り込まれました。

近年の動向としては、令和3(2021)年10月に閣議決定された、新たな地球温暖化対策計画は、2050年カーボンニュートラルの達成という長期目標と、令和12(2030)年度において平成25(2013)年度比温室効果ガス46%減、さらには50%の高みに向けて挑戦を続けるという新たな削減目標が位置付けられました。

(2) 仁木町の地球温暖化対策の取り組み

本町ではこれまで、農村公園フルーツパークにきにおいて、管理棟の南側に縦121センチメートル×横54センチメートルのソーラーパネル8枚を設置し、4月から10月の管理棟照明の電気として活用。電気・化石燃料使用量の削減に向けた取組として、温室効果ガス削減の実証実験を行いました。

令和3年度において、約1,800kWhを発電し、施設での年間使用電力量のおよそ1パーセント程度ではありますが、夏場の晴天時には管理棟内レストラン、受付前通路、ボルダリングスペースの照明を太陽光発電で得られた電力で賄いました。

また、令和4年度は、「令和4年度エネルギー構造高度化・転換利用促進事業」を活用し、再生可能エネルギー・ビジョンの策定に加えて、北海道初となる縦型太陽光発電施設を仁木町民センターの南西部及び仁木町プール南東広場に設置し、従来の太陽光発電施設の設置とは異なる手法としての新たな再生可能エネルギー確保に係る実証事業を実施しています。

また、『第6期仁木町総合計画（計画期間：令和3年度(2021年度)～令和12年度(2030年度)』においては、自然環境の保全に対応した取り組みを進めるため、地球温暖化対策の推進を掲げております。

このような情勢の中、平成27(2015)年に制定した『仁木町地球温暖化対策実行計画書』からの温室効果ガスとなる二酸化炭素(CO₂)の排出量を把握したうえで、次期『仁木町地球温暖化対策実行計画書』（以下、「計画」という。）を策定し、本町の事務及び事業活動に関して、各課等で主体的に所属職員が協力しながら、温室効果ガス排出の削減・抑制に係

る取り組みを実践していきます。※巻末に関係法律の抜粋を添付

2 計画の目的

この計画は、仁木町の行政組織の事務及び事業活動により排出する温室効果ガスとなる二酸化炭素(CO₂)を削減・抑制し、地球温暖化防止対策の責務を果たすことを目的とします。

3 計画の期間

この計画の期間は、令和5(2023)年度から令和9(2027)年度までの5年間とし、取り組みの基準とする二酸化炭素(CO₂)排出量は、新型コロナウイルス感染症の影響による施設休業などにより特異値となることから、令和元(2019)年度から令和3(2021)年度までの3年間の平均値を基準値として設定します。

4 計画の範囲

(1) 対象とする組織・施設

本計画の対象は、「本町の事務及び事業」であり、その範囲は地方自治法に定められた行政事務すべてに及ぶものとします。(ただし、町の職員が直接実施するもので、指定管理等で実施する事務及び事業は除きます。)

計画の対象組織・主な施設一覧

所管	係	施設名称
総務課	管財係	役場庁舎
	広報交通係	交通安全灯
福祉課	福祉あんしん係	ぎんれい36(集会室)
住民環境課	環境衛生係	クリーンセンター、火葬場
建設課	建築水道係	水道施設
	土木係	果実とやすらぎの里公園、街路灯
福祉課	保健係	保健センター
教育委員会	生涯学習係	町民センター、陶芸施設、町営水泳プール
	総務学校教育係	小学校、中学校
	学校給食共同調理場	学校給食共同調理場

(2) 対象とする温室効果ガス

本計画で対象とする温室効果ガスは、「地球温暖化対策推進法」第2条第3項で定められた7種類のガスのうち、排出量の多くを占めている二酸化炭素(CO₂)とします。

第2章 温室効果ガス排出状況

1 二酸化炭素（CO₂）の排出量

町の事務事業における二酸化炭素（CO₂）の排出量は、各施設、公用車の燃料や電気の使用量を二酸化炭素の排出量に換算し算出します。

二酸化炭素（CO₂）の排出削減目標を前期計画では、目標年次である令和元年度を基準年度とし、平成22年度に比べて約3%（38,968kg-CO₂）の削減を目指値として掲げました。

目標年次である令和元年度における実績値は、各種取組の結果、目標値に対してマイナス91,538kg-CO₂、率にして7.26%の削減を達成することができました。

■ 二酸化炭素（CO₂）排出量の削減目標値に対する達成度

	基準年 (平成22年度)		令和元年度				目標値に対する達成度		
	使用量	CO ₂ 排出量 (kg-CO ₂)	目標値		実績値				
			使用量	CO ₂ 排出量 (kg-CO ₂)	使用量	CO ₂ 排出量 (kg-CO ₂)	使用量	CO ₂ 排出量 (kg-CO ₂)	排出量に対する達成率
ガソリン(%)	12,463	28,934	12,090	28,066	17,781	41,281	5,691	13,215	47.09%
灯油(%)	19,043	47,407	18,477	45,985	4,502	11,208	-13,975	-34,777	-75.63%
軽油(%)	10,644	27,514	10,325	26,689	9,722	25,132	-603	-1,557	-5.84%
A重油(%)	224,000	606,957	217,280	588,749	212,100	574,713	-5,180	-14,036	-2.38%
LPGガス(m ³)	94	560	92	544	63	376	-29	-168	-30.89%
電気(kwh)	1,664,725	587,647	1,614,784	570,018	1,461,202	515,804	-153,582	-54,214	-9.51%
合 計		1,299,019		1,260,051		1,168,513		-91,538	
							目標値に対する削減率	-7.26%	

ガソリンのCO₂排出量が47.09%増なっていますが、「ニキバス」の運行開始によるものと、灯油のCO₂排出量が75.63%減については、旧大江小学校の廃校によるものとそれぞれ推測されます。

2 要因別の排出状況

種 別	CO ₂ 排出量 (kg)	構成比 (%)
ガソリン	41,281	3.53
灯油	11,208	0.96
軽油	25,132	2.15
A重油	574,713	49.19
LPGガス	376	0.03
電気	515,804	44.14
	1,168,513	100.00

庁舎・施設の管理・稼動に伴うA重油の燃焼（49.19%）と電気の使用（44.14%）が多く排出量を占めており、全体の93.33%を占めています。

第3章 削減目標

目標の設定に当たっては、計画期間を5年間（令和5（2023）年度～令和9（2027）年度）と定めます。

国の新たな目標が令和12（2030）年度までに、平成25（2013）年度比50%削減であり、一年につき約3%削減であるため、本町の削減目標は、令和9（2027）年度までに、基準値の15%削減とします。

なお、計画基準値の設定に当たっては、新型コロナウイルス感染症の影響による施設休業などによる数値を含むことになるため、令和元（2019）年度から令和3（2021）年度までの3年間の平均値を基準値として設定します。

		二酸化炭素（CO ₂ ）排出量						
		実績値						平均値
		令和元 年度		令和 2 年度		令和 3 年度		
		使用量	CO ₂ 排出量 (kg-CO ₂)	使用量	CO ₂ 排出量 (kg-CO ₂)	使用量	CO ₂ 排出量 (kg-CO ₂)	使用量
燃 料 使 用 量	ガソリン (㎘)	17,781	41,281	13,408	31,129	13,977	32,450	15,055
	灯油 (㎘)	4,502	11,208	7,822	19,473	8,716	21,698	7,013
	軽油 (㎘)	9,722	25,131	9,878	25,534	10,040	25,953	9,880
	A重油 (㎘)	212,100	574,713	224,800	609,125	214,000	579,861	216,967
	LPGガス (㎘)	63	376	47	283	43	257	51
電気 (kwh)		1,461,202	515,804	1,518,886	536,167	1,562,635	551,610	1,514,241
総排出量			1,168,513		1,221,711		1,211,829	1,200,682
							排出量	1,200,682
							削減目標 平均値の15%	180,102
							目標年度（令和9年度）排出量	1,020,580

第4章 取り組み内容

1 直接的に温室効果ガス削減に効果のある取り組み事項

(1) 車両等の使用に係る取り組み

車両等の使用に伴う温室効果ガスの排出量を削減するために、次の取り組みを推進します。

<車両の燃料削減の取り組み>

区分	実践内容
車両の運転	<ul style="list-style-type: none">・やさしい発進を心がける・車間距離を保ち、交通状況に応じた安全な定速走行に努める・エンジンブレーキを積極的に使う・エアコンの使用を控えめに車内を冷やし過ぎない・アイドリングストップ・道路交通情報を活用し、渋滞や道路障害等の情報を確認する・タイヤの空気圧を適正に保ち、確実な点検・整備を実施する・不要な荷物は積まずに走行・渋滞などを招かないよう、違法駐車をしない
車両等の導入	<ul style="list-style-type: none">・公用車台数の見直しを検討することや、ハイブリッド車などの低公害車や燃費の良い小型車へ順次車種を切り替える・電気自動車の導入・エコタイヤを率先導入する
その他の取り組み	<ul style="list-style-type: none">・近距離（おおむね半径1km）の業務は、原則歩行や自転車で移動する・同方向の移動の場合は乗り合わせて移動する

(2) 庁舎・施設の管理・稼働に係る取り組み

温室効果ガス排出量の削減目標を上回るためには、消費や製品の使用にともない排出する温室効果ガスを抑制することと、各段階での排出抑制に配慮した取り組みを展開していくことが必要です。次の取り組みを行うことで、施設の管理・稼働に係るエネルギー使用量を削減（増加するものについては抑制）します。

<使用電力削減の取り組み>

区分	実践内容
機器等の導入	<ul style="list-style-type: none">・公共施設の建設・改修に当たっては、太陽光発電装置や高効率ヒートポンプ空調などのCO₂排出を軽減する機器の導入を検討する・太陽光、太陽熱、水力、風力、バイオマスなど自然エネルギーを利用した設備の導入に努める・電気を使用する事務機器を購入する際には省エネルギー型製品を優先的に選ぶ・施設内の照明や街路灯、交通安全灯などにLED照明の導入を検討する・設備規模に応じてヒートポンプ給湯器・空調などの高効率機器の導入を検討する・電気ポット、冷蔵庫、テレビ等電化製品の配置場所や台数の適正化を図る・電気の使用状況を把握する機器の設置を検討する
機器等の使用	<ul style="list-style-type: none">・始業開始前の照明は、必要箇所を除き原則消灯する・昼休みの照明は、窓口業務を除き原則消灯する・トイレ、給湯室等の使用後の消灯を徹底する・廊下階段等の共有部分の照明は、支障にならない範囲で消灯する・休日出勤や残業する場合は、業務に支障のない照明を消灯する・昼休み、会議時などのパソコンなどを長時間使用しないときは、

	<p>電源を切る</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長時間、電気ポット、テレビなどの電気製品を使用しない場合は、コンセントを抜く ・冷暖房温度は、冷房時28℃、暖房時20℃を越えない範囲で使用する ・職員が個別に使用する電気ヒーターなどは必要最小限にする ・会議室などの冷暖房機器は、使用後は必ず運転を停止する ・エレベーターは、特段の理由が無い限り使用を控える ・利用箇所の明るさに応じて蛍光灯本数の間引きを行う
その他の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・冷気、暖気の吹き出し能力の低下を防ぐため、吹出口の周囲には物を置かない ・定期的な照明器具の清掃及びエアコンのフィルター清掃をこまめに行う ・カーテンやブラインド等を有効に利用し、室温の適正化を図る ・各フロアの最終退出者は、消灯を確認する ・夏季はクールビズ、冬季はウォームビズを励行する ・事務効率の向上に努め、残業の削減を行うとともに、定時退庁に努める

<その他燃料削減の取り組み>

区分	実践内容
機器等の導入	<ul style="list-style-type: none"> ・重油等を燃料としている設備の更新に当たっては、可能な限り、重油・ガスに比べ温室効果ガスの排出の相対的に少ない機器の導入を検討する ・切替えの際には、エネルギー消費効率の高い製品を導入する
その他の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・機器の定期的な点検や整備を行う

2 間接的に温室効果ガス削減に効果のある取り組み事項

町関係から排出される温室効果ガス削減には直接つながりませんが、社会全体からみて環境負荷低減につながる、間接的に効果のある取り組みを推進します。

<用紙類削減の取り組み>

区分	実践内容
用紙類の購入	<ul style="list-style-type: none"> ・エコマーク、環境ラベル等の環境負荷の低減に資する物品の調達推進に努める ・コピー用紙は、原則として古紙配合率100%、白色度70%以下のものを使用する ・印刷物等の発注に当たっては、原則、古紙率が高く、白色度の低い再生紙を使用する ・トイレットペーパーは、古紙配合率の高い製品を使用する
用紙類の使用	<ul style="list-style-type: none"> ・コピーは、両面印刷や集約印刷ができる限り行う ・裏面の再利用を推進する ・府内LANを活用し、ペーパーレス化を推進する ・会議などにはプロジェクターを活用し、できるだけ紙を使わない ・会議の資料はできるだけ簡素化、共有化し印刷部数を削減する ・役場庁舎内における所属間連絡用に使用するなど使用済封筒の再利用を行う ・FAX送付状は状況に応じて省略する ・ファイル、ファイルボックスなどの繰り返しの使用に努める ・電子データの印刷は、必要最小限にとどめる
その他の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみの分別回収を徹底し、可能な限りリサイクルに回す ・コピー機使用後は必ずリセットボタンを押し、ミスコピーを防止する ・個人で保有する文書・資料の減量化を徹底する

	<ul style="list-style-type: none"> 刊行物はホームページや広報紙による情報提供を促進し、必要以上に印刷しない 刊行物等の在庫管理を徹底する
--	--

<水道水の使用量削減の取り組み>

区分	実践内容
機器の導入	<ul style="list-style-type: none"> 洗濯機等の水を使用する機器は、節水型の機器を購入する 感知式自動洗浄装置、個別洗浄方式等の便器を検討する
水道水の使用	<ul style="list-style-type: none"> 手洗い等の際、水を出しつぱなしにしないよう節水に努める トイレ用水の水量を適正に調節する 芝生や植木などの散水は効率的に行う 散水用水等に可能な限り雨水や再利用水を使用する
その他の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> 水漏れ等の定期点検を行う

<環境負荷の少ない製品利用の取り組み>

区分	実践内容
事務用品の購入	<ul style="list-style-type: none"> エコマークやグリーンマークなどの環境ラベルが表示されている製品を優先して購入する 事務用品等については、必要性を十分考慮して最小限の購入とする 回収システムの確立している製品の購入に努める 詰め替え、注ぎ足し可能な製品の購入に努める 環境や人の健康に影響を及ぼす物質（塩化ビニール、代替フロン等）の使用や放出が削減されている製品の購入に努める
事務用品の使用	<ul style="list-style-type: none"> 用品や物品の共有化及び再利用を図る 物品の修繕利用に努め、使用期間の長期化を図る 使用済み、書き損じ封筒や不要紙などを再利用する 事務用品、電気製品などが故障した場合は、できるだけ修理し再利用する 不用品が出た場合は、必要としている職場がないかデスクネット等で確認する。また、中古物品が必要な場合は、提供できる職員等がいないか同様に確認する
その他の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> 在庫管理を徹底する

<公共事業への取り組み>

区分	実践内容
建設工事の発注	<ul style="list-style-type: none"> リサイクル素材を積極的に使用する 建設廃棄物の抑制を図る 施設緑化（建物緑化、敷地内緑化など）を推進し、緑化率を高める 施設の老朽化などに伴う再整備の際には、環境にやさしいエネルギー・システムの導入を検討する
その他の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> 環境に配慮した工事標準仕様書などを作成する

<ごみ削減の取り組み>

区分	実践内容
物品の購入	<ul style="list-style-type: none"> 繰り返し使える製品の購入を行う 過剰包装された物品の購入はさける 物品は適切に在庫管理し、必要量のみ購入する 使い捨て商品の購入を減らし、詰め替えができる製品を購入する できるだけ食べ残しを減らし、生ごみの発生を抑える
不法投棄の防止	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関と協力し、パトロールと啓発活動を行うことで不法投棄を防止する
その他の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> 古紙、缶、びん、ペットボトル、プラスチック類及び容器包装紙な

	どの分別収集及びリサイクルを徹底する ・イベント等においてごみの分別収集を行う ・マイ箸やマイボトルの使用に努める ・廃棄物を利用した資源循環モデルの検討を行う
--	---

<啓発・教育への取り組み>

区分	実 践 内 容
啓発と教育	・子ども達への環境学習を行う ・地球温暖化防止対策が住民への啓発につながるよう率先して取り組むとともに、その趣旨やその効果を広く周知し啓発する
職員の意識向上	・徒歩、自転車による通勤を推奨し、マイカー通勤を抑制する ・職場において地球環境に係る研修を実施する

第5章 取り組み体制

1 推進手法

この計画の推進に当たっては、PLAN（計画）→DO（実行）→CHECK（点検）→ACTION（見直し）のPDCAサイクルにより、温室効果ガス排出状況及び目標達成状況の点検を行い、実行計画の着実な推進と継続的な改善を図ります。

なお、社会情勢の変化等に伴い温室効果ガス排出状況に著しい変動が生じたり、この計画の削減目標そのものの合理性が失われた場合には、必要に応じて見直しを行うものとします。

2 推進体制

この計画を円滑・着実に推進するため、推進本部及び推進担当者と全職員が協力し、各年度における取り組み目標を設定し、計画の着実な実行管理を行います。

(1) 推進本部（庁内会議）

副町長を本部長、管理職を構成員として組織し、計画の策定、見直し及び計画の推進、点検を行います。

(2) 推進担当者

事務局を推進担当者とし、各課内での計画の推進及び進捗状況の把握を行い、事務局と調整しながら推進を図ります。

(3) 事務局

事務局を住民課環境衛生係に置き、全体計画の推進及び進捗状況を把握し、総合的な進行管理を行います。

(4) 点検・評価・見直し体制

事務局は、毎年度各課からの二酸化炭素排出源のデータ収集によって二酸化炭素排出量を算出し、年1回進捗状況の点検・評価を行います。

3 進捗状況の公表

この実行計画の取り組み状況は、ホームページや広報紙等で毎年度公表します。

4 職員の意識啓発

本計画を実効性のあるものとするためには、職員一人ひとりが環境保全の意識を高め本計画の趣旨や内容を理解したうえで、具体的な取組みを一つひとつ実践していくことが極めて重要です。

このため、事務局は職員の意識啓発のために次の取組みを行います。

- ・職員に対して定期的に本計画の目的や具体的な取組み等の内容を周知します。
- ・二酸化炭素排出量が大きく増加した施設については、必要に応じ、原因の分析や対応策等を推進委員と協議します。
- ・職員に対し、必要に応じて地球温暖化対策に関する情報を提供します。
- ・指定管理者制度導入施設については、推進委員等を通して本計画の内容を周知し、具体的な取組みの実践を依頼します。

<地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年10月9日号外法律第117号）（抜粋）>

（目的）

第1条 この法律は、地球温暖化が地球全体の環境に深刻な影響を及ぼすものであり、気候系に対して危険な人為的干渉を及ぼすこととなる水準において大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させ地球温暖化を防止することが人類共通の課題であり、全ての者が自主的かつ積極的にこの課題に取り組むことが重要であることに鑑み、地球温暖化対策に関し、地球温暖化対策計画を策定するとともに、社会経済活動その他の活動による温室効果ガスの排出の量の削減等を促進するための措置を講ずること等により、地球温暖化対策の推進を図り、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において「地球温暖化」とは、人の活動に伴って発生する温室効果ガスが大気中の温室効果ガスの濃度を増加させることにより、地球全体として、地表、大気及び海水の温度が追加的に上昇する現象をいう。

- 2 この法律において「地球温暖化対策」とは、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化（以下「温室効果ガスの排出の量の削減等」という。）その他の国際的に協力して地球温暖化の防止を図るための施策をいう。
- 3 この法律において「温室効果ガス」とは、次に掲げる物質をいう。
 - (1) 二酸化炭素
 - (2) メタン
 - (3) 一酸化二窒素
 - (4) ハイドロフルオロカーボンのうち政令で定めるもの
 - (5) パーフルオロカーボンのうち政令で定めるもの
 - (6) 六ふつ化硫黄
 - (7) 三ふつ化窒素

（地方公共団体実行計画等）

第21条 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

- 2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - (1) 計画期間
 - (2) 地方公共団体実行計画の目標
 - (3) 実施しようとする措置の内容
 - (4) その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項
- 3 都道府県及び指定都市等（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第252条の22第1項の中核市をいう。以下同じ。）は、地方公共団体実行計画において、前項各号に掲げる事項のほか、その区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の量の削減等を行うための施策に関する事項として次に掲げるものを定めるものとする。
 - (1) 太陽光、風力その他の再生可能エネルギーであって、その区域の自然的社会的条件に適したものとの利用の促進に関する事項
 - (2) その利用に伴って排出される温室効果ガスの量がより少ない製品及び役務の利用その他のその区域の事業者又は住民が温室効果ガスの排出の量の削減等に関して行う活動の促進に関する事項
 - (3) 都市機能の集約の促進、公共交通機関の利用者の利便の増進、都市における緑地の保全及び緑化の推進その他の温室効果ガスの排出の量の削減等に資する地域環境の整備及び改善に関する事項
 - (4) その区域内における廃棄物等（循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）第2条第2項に規定する廃棄物等をいう。）の発生の抑制の促進その他の循環型社会（同条第

1 項に規定する循環型社会をいう。) の形成に関する事項

(5) 前各号に規定する施策の実施に関する目標

- 4 市町村（指定都市等を除く。）は、地方公共団体実行計画において、第2項各号に掲げる事項のほか、その区域の自然的・社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の量の削減等を行うための施策に関する事項として前項各号に掲げるものを定めるよう努めるものとする。
- 5 市町村は、地方公共団体実行計画において第3項各号に掲げる事項を定める場合においては、地域脱炭素化促進事業の促進に関する次に掲げる事項を定めるよう努めるものとする。
- (1) 地域脱炭素化促進事業の目標
- (2) 地域脱炭素化促進事業の対象となる区域（以下「促進区域」という。）
- (3) 促進区域において整備する地域脱炭素化促進施設の種類及び規模
- (4) 地域脱炭素化促進施設の整備と一体的に行う地域の脱炭素化のための取組に関する事項
- (5) 地域脱炭素化促進施設の整備と併せて実施すべき次に掲げる取組に関する事項
- イ 地域の環境の保全のための取組
- ロ 地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組
- 6 促進区域は、環境の保全に支障を及ぼすおそれがないものとして環境省令で定める基準に従い、かつ、都道府県が第3項第1号に掲げる事項として促進区域の設定に関する基準を定めた場合にあっては、当該基準に基づき、定めるものとする。
- 7 前項に規定する都道府県の基準は、環境省令で定めるところにより、同項の環境省令で定める基準に即して、地域の自然的・社会的条件に応じた環境の保全に配慮して定めるものとする。
- 8 都道府県及び市町村は、地球温暖化対策の推進を図るため、都市計画、農業振興地域整備計画その他の温室効果ガスの排出の量の削減等に関する施策について、当該施策の目的の達成との調和を図りつつ地方公共団体実行計画と連携して温室効果ガスの排出の量の削減等が行われるよう配意するものとする。
- 9 市町村は、その地方公共団体実行計画の策定に当たっては、都道府県の地方公共団体実行計画及び他の市町村の地方公共団体実行計画との整合性の確保を図るよう努めなければならない。
- 10 都道府県及び市町村（地方公共団体実行計画において、第3項各号又は第5項各号に掲げる事項を定めようとする市町村に限る。次項において同じ。）は、地方公共団体実行計画を策定しようとするときは、あらかじめ、住民その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 11 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定しようとするときは、あらかじめ、関係地方公共団体の意見を聴かなければならない。
- 12 都道府県が地方公共団体実行計画において第3項各号に掲げる事項（第6項に規定する都道府県の基準を含む。）を定めようとする場合、又は市町村が地方公共団体実行計画において第3項各号若しくは第5項各号に掲げる事項を定めようとする場合において、第22条第1項に規定する地方公共団体実行計画協議会が組織されているときは、当該都道府県又は市町村は、これらの事項について当該地方公共団体実行計画協議会における協議をしなければならない。
- 13 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定したときは、遅滞なく、単独で又は共同して、これを公表しなければならない。
- 14 第9項から前項までの規定は、地方公共団体実行計画の変更について準用する。
- 15 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、毎年1回、地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況（温室効果ガス総排出量を含む。）を公表しなければならない。
- 16 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を達成するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長に対し、必要な資料の送付その他の協力を求め、又は温室効果ガスの排出の量の削減等に関し意見を述べることができる。
- 17 前各項に定めるもののほか、地方公共団体実行計画について必要な事項は、環境省令で定める。



<<< 仁木町地球温暖化対策実行計画策定事務局 >>>
仁木町役場 住民課 環境衛生係
☎ 0135-32-2513
e-mail : jyumin02-niki@town.niki.hokkaido.jp